

その2

フロン回収破壊法が 四月一日から施行 されます。

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、業務用冷凍空調機器及びカーネルコンに使用されているフロン類(CFC、HCFC及びHFC)の大気中への排出を抑制するため、機器等が廃棄される際にフロンの回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収破壊法)」が平成十三年六月に制定され平成十四年四月一日から施行されます。

はじめに

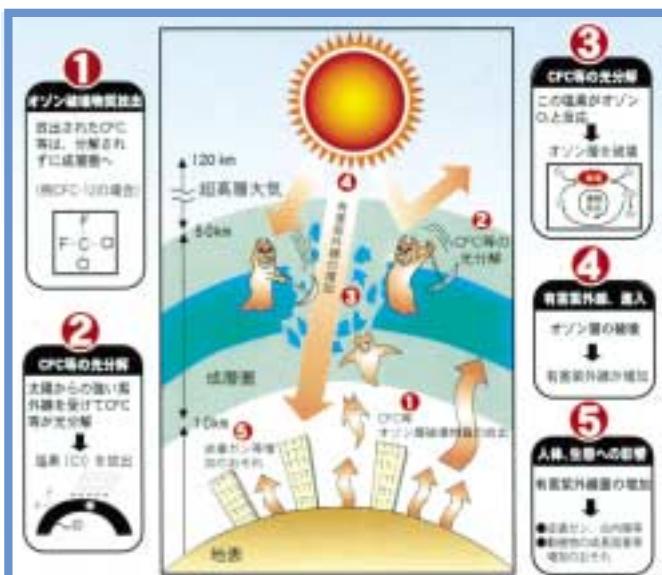
上層成層圏に存在するオゾン層は、太陽からの有害紫外線を吸収することにより、生命を保護する大切な役割を果たしておりますが、このオゾン層をエアコンの冷媒等として使用されているフロン類のうちCFC、HFCが、破壊していることが、一九七〇年代後半から問題となりました。そのためオゾン層保護法により段階的に生産が取りやめられ、代替フロンへの転換が進められております。またHFCは、CFC、HCFC等オゾン層破壊

物質の代替物質として幅広い用途において多岐にわたり使用されていますが、二酸化炭素の数百倍の温暖化効果を有することから、地球温暖化防止の観点から、これも回収・破壊することが求められております。

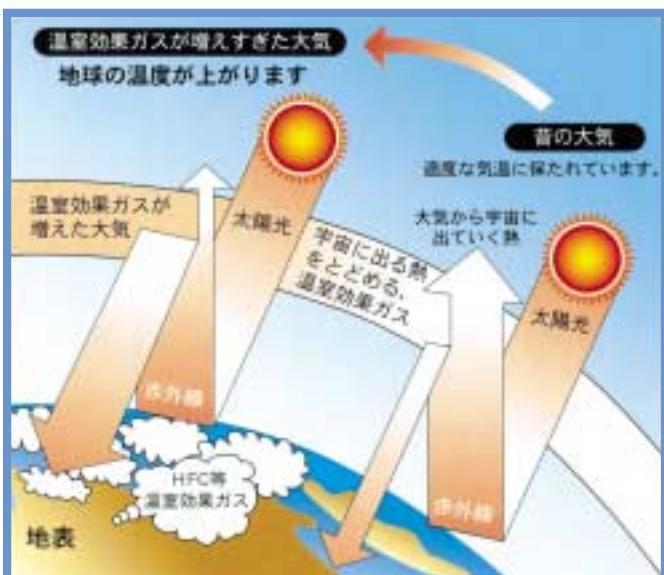
フロン回収破壊法の目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊の促進等に関するシステム及び国、地方公共団体、事業者等の責務を定めています。

オゾン層破壊のメカニズム



地球温暖化のメカニズム



対象となる「フロン類」とは

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン(CFC)とハイドロクロロフルカーボン(HCFC)、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン(HFC)です。

主なCFC 冷媒番号:R11 / R12 / R502

主なHCFC 冷媒番号:R22

主なHFC 冷媒番号:R134a / R404A / R407C / R410A

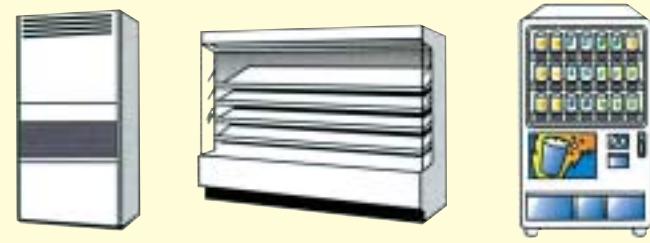
対象となる機器

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)

フロン類が充てんされている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器(フロン類が充てんされた自動販売機を含む)で、主なものとしてエアコンディショナーには、パッケージエアコン、空調用チーリングユニットが、冷蔵機器及び冷凍機器には、冷

第1種特定製品

業務用の機器であって、冷媒としてフロンが充填されているエアコン、冷蔵機器及び冷凍機器(自動販売機を含む)



第2種特定製品

冷媒としてフロンが充填されている自動車用エアコン



フロン放出の禁止

何人もみだりに特定製品(業務用冷凍空調機器及びカーエアコン)からフロンを放出することはできません。違反者には1年以下の懲役又は50万円以下の罰則が科せられます。フロン類回収を業として行うものは登録、破壊を業として行うものは許可が必要となります。製造業者等は製品に「フロン類の放出の禁止、フロン類の回収が必要なこと等について表示が義務付けられ

蔵用・冷凍用ショーケース、製氷器が、自動販売機には、飲料自動販売機、食品自動販売機などがあります。

カーエアコン(第一種特定製品)

自動車に搭載されているエアコンディショナーであって、冷媒としてフロン類が充てんされているもので、被けん引車、二輪自動車、特殊自動車を除く、自動車に搭載されている人用のエアコンディショナーが対象となります。

なお、カーエアコンからのフロン類の回収に係る義務については、

平成十四年十月三十日までの間ににおいて政令で定める日から施行(業の登録は平成十四年四月一日から施行)されます。

家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコンは、フロン回収破壊法の対象となつておりません。これは平成十三年四月から完全施行された「家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコン回収法」で別途フロン回収の仕組みが整備され、その対象となつているためです。

何人もみだりに特定製品(業務用冷凍空調機器及びカーエアコン)からフロンを放出することはできません。違反者には1年以下の懲役又は50万円以下の罰則が科せられます。フロン類回収を業として行うものは登録、破壊を業として行うものは許可が必要となります。製造業者等は製品に「フロン類の放出の禁止、フロン類の回収が必要なこと等について表示が義務付けられ

【機器の廃棄者(「フロント類回収業者等」)

フロン回収業者に対して自ら又は他の者に委託して充てんされているフロン類を引き渡さなければなりません。自動車ユーザーは、自動車解体業者等の取引業者へカーエアコン用のフロン類を引き渡さなければなりません。また回収業者等の請求に応じ、適正な料金を支払わなければなりません。

【フロン類回収業者等は】

機器の廃棄者等から引き取ったフロン類を、フロン類回収業者に引き渡さなければなりません。(自ら再利用等する場合を除く)

【フロン類破壊業者等は】

フロン類回収業者等から引き取ったフロン類を、破壊に関する基準に従つて破壊しなければなりません。

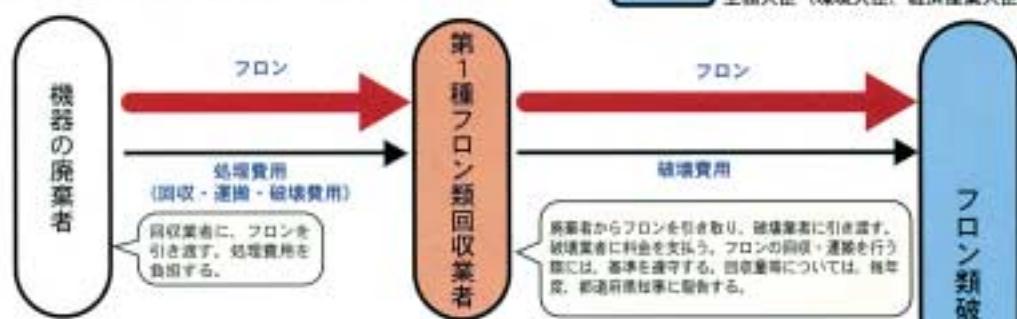
【各事業者について】

正当な理由がある場合を除き、当該フロン類の引取りを拒むことはできず、回収量および破壊数量等を記録し登録を受けた(※破壊業者は国)に報告する義務があります。

問合せ先
経済産業部環境資源課
(TEL)〇九八一八六一〇〇六八

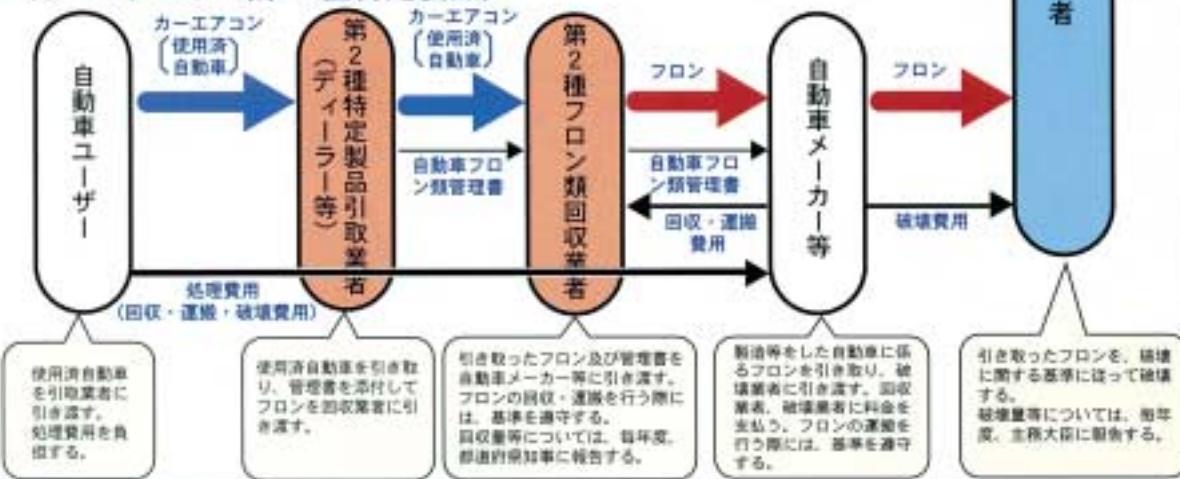
フロンの回収及び破壊のシステム

■業務用冷凍空調機器(第1種特定製品)



都道府県知事の登録
主務大臣(環境大臣、経済産業大臣)の許可

■カーエアコン(第2種特定製品)



■この法律は、平成14年4月1日から施行されます。

ただし、第1フロン類回収業者の登録及びフロン類破壊業者の許可に係る規定については、公布の日(平成13年6月22日)から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行。

第2種特定製品からのフロン類の回収に係る義務等については、平成14年10月31日までの間ににおいて政令で定める日から施行(登録は平成14年4月1日から施行)。